

特定施設入居者生活介護に関する 介護報酬について

介護保険給付費分科会ヒアリング資料
特定施設事業者連絡協議会

特定施設事業者連絡協議会の概要

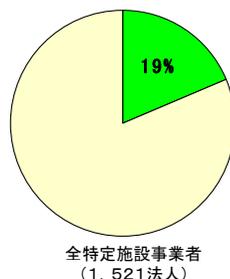
特定施設事業者連絡協議会は、
特定施設事業者の連携により、行政当局等との連絡調整を行うとともに、
調査研究、研修、交流活動等を行い、特定施設事業の発展に努める事業者団体。

■目的

指定特定施設入居者生活介護事業者が相互に連携し、行政当局その他関係機関との連絡調整を行うとともに、入居者に提供する特定施設入居者生活介護サービスの質的向上及び特定施設入居者生活介護事業の運営適正化のための調査研究および研修を行い、もって介護保険制度の下での特定施設事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

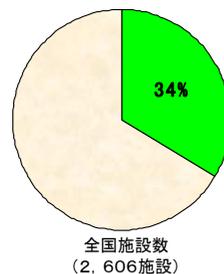
■会員数

正会員 284法人
賛助会員(特定施設事業者以外) 26法人



■全国施設数割合

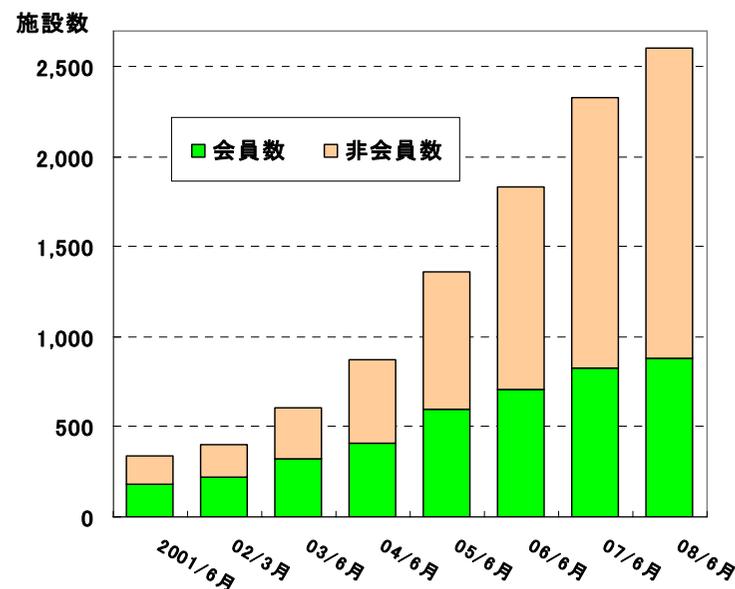
正会員 879施設
有料老人ホーム 845施設
ケアハウス 32施設
高専賃 2施設



※養護老人ホームは含まず。
※平成20年6月30日現在

■活動内容

法令遵守の事業者支援
定例研究会(年2回程度)
特定施設総合研修(全国各地において年6回(19年度))
会員活動(全国各地における情報交換会等)



特定施設入居者生活介護の現状

特定施設の事業者数は全国で1,538社。事業所数は、2,648ヶ所。(平成20年8月末)

特定施設全体事業者数		1,538	
種別	有料老人ホーム	1,207	78.5%
	ケアハウス	316	20.5%
	高専賃	15	1.0%

特定施設全体施設数		2,648	
種別	有料老人ホーム	2,284	86.3%
	ケアハウス	344	13.0%
	高専賃	20	0.8%

WAM-NETによる
特定調べ
介護老人ホームを除く。

特定施設入居者生活介護(介護予防含む)のサービス受給者は、11.3万人

(単位:千人)

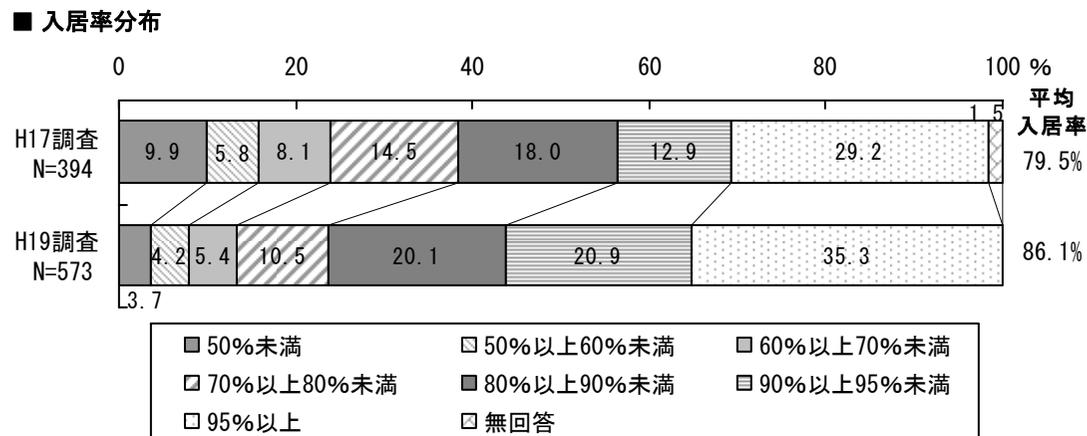
総数	居宅サービス					居宅介護 支援	地域 密着型 サービス	施設サービス		
	訪問通所	短期入所	居宅療養 管理指導	特定施設 入居者 生活介護	介護老人 福祉施設			介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	
3690.6	2501.5	298.1	249.1	112.5	2522.1	206.8	838.6	418.8	314.8	108.7

介護給付費実態調査 (平成20年4月審査分)

特定施設の定員数は、平均73名。入居率は、平均86.1%(平成19年9月末)

	平均定員数	平均入居率
平成17年3月末日	84.3名	79.5%
平成19年9月末日	73.1名	86.1%

いずれも特定協独自調査による有料老人ホームの状況



特定施設入居者の状態像

指定特定施設の有料老人ホームの入居者の半数以上は、要介護2以上(平成19年9月末)

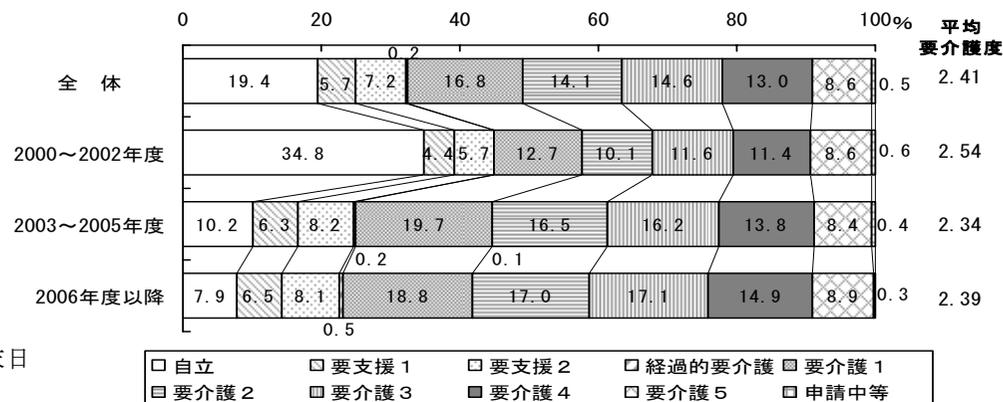
自立	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1
19.4	5.7	7.2	0.2	16.8
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中等
14.1	14.6	13.0	8.6	0.5

N=34,596

(単位: %)

特定協独自調査による有料老人ホームの状況 平成19年9月末日

■ 介護保険指定時期別 要介護度分布



特定施設入居者の特定施設入居前の所在地は、病院が27.8%、老人保健施設が9.0%。

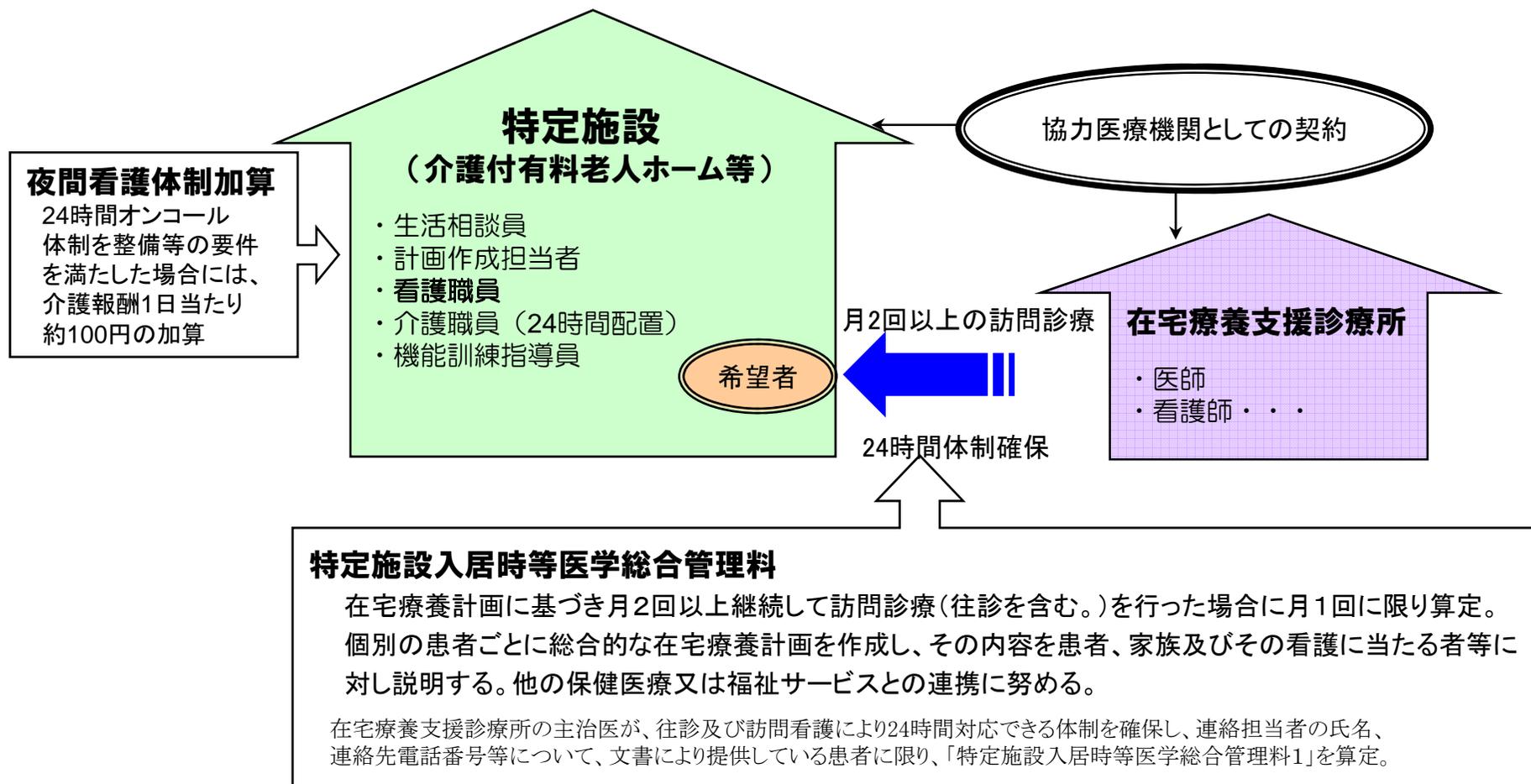
入居前の所在地	(人)	(%)	特定除く
01:病院	161	27.8	30.3
02:医療療養型医療施設	5	0.9	0.9
03:介護療養型医療施設	3	0.5	0.6
04:老人保健施設	52	9.0	9.8
05:特別養護老人ホーム	3	0.5	0.6
06:グループホーム	4	0.7	0.8
07:他の指定特定施設	48	8.3	
08:その他高齢者施設	10	1.7	1.9
09:自宅	294	50.7	55.3
合計	580	100.0	100.0

特定施設の新規入居者の入居前住居のサンプル調査
(2008年5月~2008年7月:特定協調べ)

医療ニーズの高まりと医療サービスの提供体制

特定施設入居者に対する医療サービスは、在宅療養支援診療所などの外部の医療機関によって支えられている。

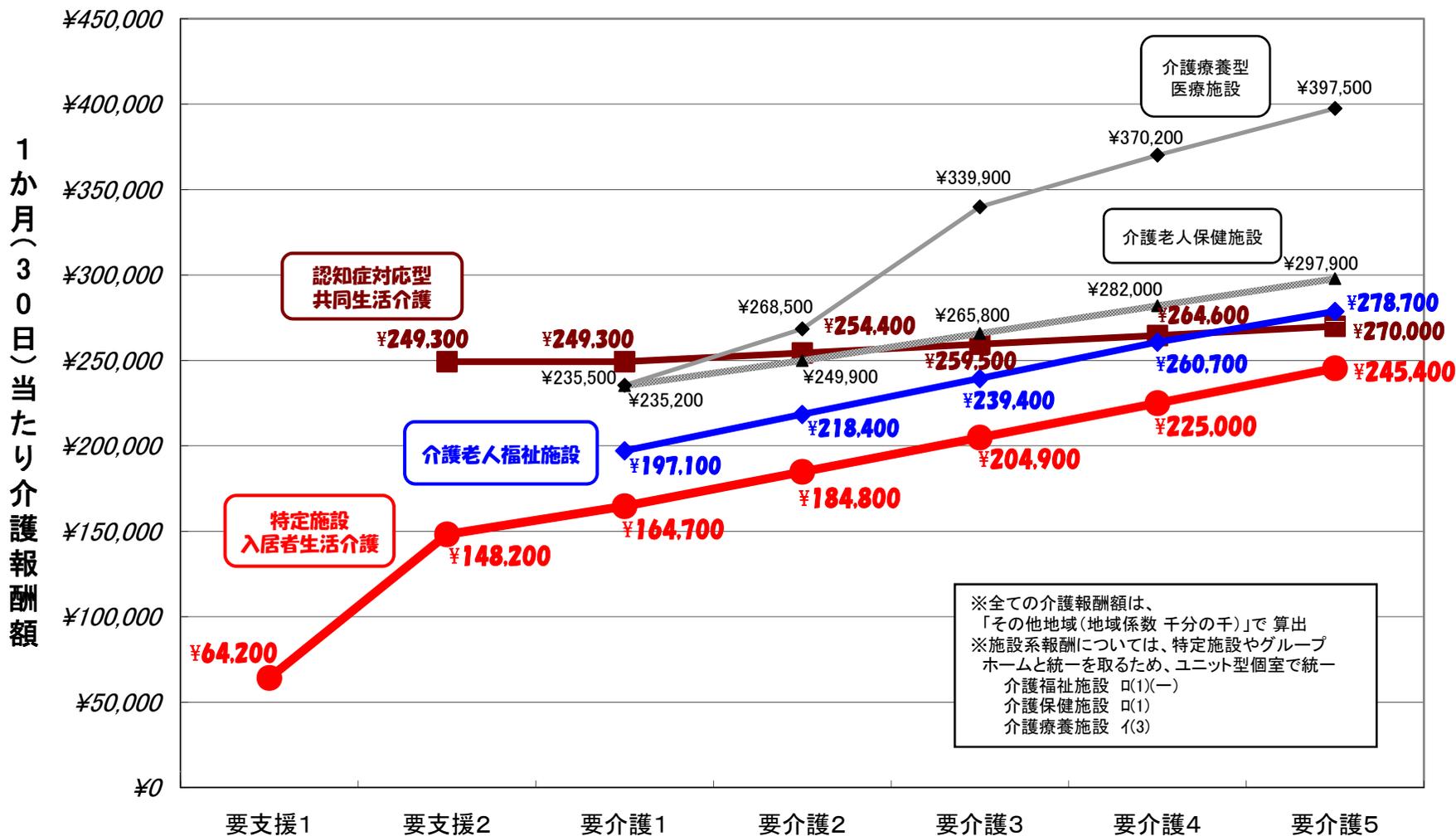
特定施設の看護職員は、健康管理、服薬管理や健康状態の把握などの療養上の世話を実施。



特定施設入居者生活介護の介護報酬

特定施設入居者生活介護の介護報酬は、介護老人福祉施設(ユニット型)やグループホームと比較して低い。

⇒ 介護報酬水準の設定に当たっては、合理的な説明のつく範囲にされたい。



特定施設入居者生活介護と他のサービスの比較

特定施設入居者生活介護の介護サービスと他のサービスの基準を比較すると次のとおり。

	業務	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
人員等の配置基準の根拠		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
管理者		1名	1名	1名
医師	健康管理	なし	必要数	なし
生活相談員	生活等に関する相談・助言	100:1 (常勤換算)	100:1 (常勤換算)	なし
看護職員	療養上の世話	~30人 1人以上 ~80人 2人以上 ~130人 3人以上 (常勤換算)	~30人 1人以上 ~50人 2人以上 ~130人 3人以上 (常勤換算)	なし
看護・介護職員	入浴、排せつ、食事等の介護等	3:1以上 (常勤換算)	3:1以上 (常勤換算)	3:1以上(常勤換算)
機能訓練指導員	機能訓練	1以上	1以上	なし
計画作成担当者／ 介護支援専門員	ケアプラン作成	100:1を標準 (常勤換算)	100:1を標準(常勤換算)	1ユニット1以上(1人以上は介護支援専門員)
介護報酬に含まれる範囲		おむつ代含まず。	おむつ代含む。	おむつ代含まず。

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

都市部の介護従事者不足が深刻であることから、特に都市部の介護報酬の増額が必要。

特定施設事業者連絡協議会平成20年5月実施
会員アンケート結果より

- 「都市部にいくほど職員の採用が困難」と思うか
3事業所以上開設している23法人の回答

とてもそう思う	思う	思わない	わからない	計
7	8	6	2	23
30.4%	34.8%	26.1%	8.7%	100.0%

平成20年6月6日介護労働者の確保・定着等に関する研究会
雇用管理好事例事業所ヒアリング
株式会社ベネッセスタイルケア提出資料より

- 東京エリア、神奈川エリア、東海エリアが厳しい状況
□介護職欠員状況

	拠点	常勤	非常勤	準常勤	合計	1拠点
東京エリア	60	83	121	33	237	3.95
西日本エリア	18	23	0	9	32	1.78
城東・埼玉・千葉エリア	17	19	13	16	48	2.82
神奈川エリア	20	27	13	30	70	3.50
東海エリア	7	12	15	0	27	3.86
北日本エリア	4	0	1	2	3	0.75
合計	125	164	163	90	417	3.34

派遣分介護職労務費増加額 343百万円

- 都道府県別有効求人倍率

	全国平均	沖縄県	青森県	秋田県	高知県	北海道		三重県	岡山県	東京都	群馬県	愛知県
都道府県別 有効求人倍率	0.89	0.39	0.42	0.49	0.50	0.51	~	1.17	1.23	1.25	1.42	1.67

特定施設入居者生活介護の一単位の単価

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の格差は、10,720円〔特別区〕～1000円〔それ以外の地域〕(1.072倍)。平均給与額、標準生計費等と比較して、介護報酬における人件費率を考慮しても、介護報酬の地域格差は過少。

都道府県別平均給与額

都道府県別平均給与額の格差は、374,200円～227,400円 (1.65倍)。(単位：千円)

	全国計	東京	神奈川	大阪	愛知	京都		山形	岩手	宮崎	青森	沖縄
所定内給与額	301.1	374.2	334.3	325.7	316.0	308.9	～	236.8	233.4	230.6	229.1	227.4

都道府県ごとの標準生計費

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

標準生計費の格差は、293,338円～158,945円 (1.85倍)。(単位：円)

	茨城	神奈川	山梨	東京	埼玉		鹿児島	宮崎	静岡	沖縄	和歌山
標準生計費 (4人世帯、月額、 平成19年4月)	293,338	281,810	273,070	258,010	255,820	～	202,160	190,824	189,162	168,940	158,945

都道府県別最低賃金

都道府県人事委員会「給与勧告(参考資料)」

都道府県別最低賃金(時給)の格差は、739円～618円 (1.20倍)。(単位：円)

	東京	神奈川	大阪	愛知	千葉		青森	岩手	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	秋田	沖縄
平成19年度 最低賃金時間額	739	736	731	714	706	～	619	619	619	619	619	619	618	618

生活保護基準

1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、1級地-1からそれぞれ較差を4.5%ずつとして設定(計22.5%)。

- 級地間較差(3級地-2を100とした場合)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	129.0	123.2	117.4	111.6	105.8	100.0

夜間看護体制加算の増額について

特定施設における医療ニーズの高まりを踏まえ、すべての特定施設において看護体制を充実させるため、夜間看護体制加算の増額をお願いする。

特に宿直・夜勤の看護師を配置する場合の加算の増額をご検討いただきたい。

■ 現状（2007年9月特定協独自調査）

夜間看護体制加算の算定状況 71.4%の施設で算定（N=573）

■ 課題

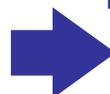
- ① 特定施設における入居者の重度化・医療ニーズの高まり（療養病床再編成など）を受け、看護体制の充実が必要。
- ② 正看護師の確保が困難な状況。
- ③ 夜間オンコール体制であっても、それに従事する看護師には、宿直に類似する継続的な負荷。
- ④ 宿直・夜勤の看護師を配置する場合であっても、夜間看護体制加算は同額。

■ 要介護者40名の特定施設が、宿直または夜勤の正看護師1名を配置した場合

20,000円～30,000円/日 ÷10円 ÷40人 ≒50～75単位

特定施設の総量規制

「三位一体改革」により、(混合型/介護専用型を問わず) 都道府県の特定施設に係る給付費の負担割合を増やすとともに、都道府県に特定施設の整備数量の規制権限が与えられた。



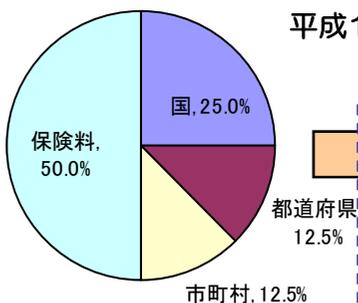
□ 総量規制の影響等により、新規に特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業者数は、平成18(2006)年度より鈍化

□ 都市部において、多くの地方自治体は特定施設入居者生活介護の指定を認めない。

平成18(2006)年
3月以前

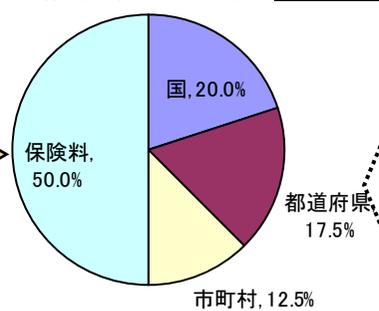
【施設等給付費】※1

※1: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、**特定施設**に係る給付費

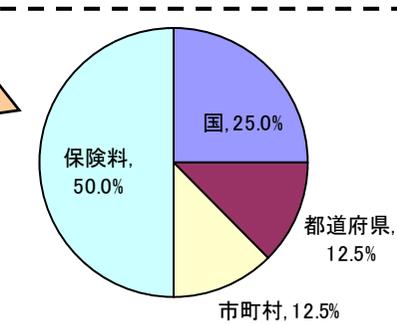


平成18(2006)年
4月~

三位一体改革



都道府県が、介護保険事業支援計画において整備数量を定め、それを上回る場合には、指定申請があっても、指定しないことができる。



【居宅給付費】※2

※2: 施設等給付費以外の給付費

	政令指定都市
充足しているので認めない	12都市
公募により指定を認める (ただし平成20年度は募集済み)	5都市
指定を認める	0都市

平成20年1月 特定協調べ

これからの地域の高齢者介護における特定施設の役割

